

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	吹田市立認知症高齢者グループホーム条例の使用料の減免		
根拠条例等の名称・根拠条項	吹田市立認知症高齢者グループホーム条例第7条第4項 吹田市立認知症高齢者グループホーム条例施行規則第14条第1項、第2項		
所管部室課名	福祉部高齢福祉室		
審査基準	<p>▼吹田市立認知症高齢者グループホーム条例第7条第4項</p> <p>4 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。</p> <p>▼吹田市立認知症高齢者グループホーム条例施行規則 (使用料の減額又は免除)</p> <p>第14条 条例第7条第4項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入居者又はその生計中心者が災害により著しい損害を受け、使用料の支払が困難となった場合は、損害の程度に応じて免除し、又は5割減額とする。</p> <p>(2) 入居者又はその生計中心者の収入が著しく減少し、使用料の支払が困難となった場合は、収入の減少の程度に応じて2割から5割までの間で別に定める割合を減額する。</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする入居者は、その理由を記載した使用料減額・免除申請書を市長に提出しなければならない。</p>		
標準処理期間等	事案に応じて異なる		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	福祉部高齢福祉室	事案に応じて異なる
	審議機関	福祉部高齢福祉室	事案に応じて異なる
	経由機関		
協議機関			
備考			
最近改正年月日	-		